

新座市告示第180号

ダイレクト型制限付き一般競争入札を執行するので、新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号。以下「契約規則」という。）第14条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年4月9日

新座市長 並 木 傑

1 入札事項

- (1) 件 名 簡易ベッド等購入〔総額・相等品〕
- (2) 納入場所 新座市馬場一丁目3番地内
- (3) 納入期限 令和8年3月31日（火曜日）
- (4) 予定価格 31,050,250円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 事業概要 仕様書等のとおりとする。

2 契約条項を示す場所

契約規則及び新座市物品契約基準約款（平成13年6月25日市長決裁）は、財政部管財契約課及び新座市ホームページ（<https://www.city.niiza.lg.jp>）において閲覧することができる。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に入札参加資格確認申請書を郵送又は持参により提出すること。入札に相等品での参加を希望する者は、当該入札参加資格確認申請書に相等品認定願及び相等品として提示した物品が判断できる書類を添えて提出すること。この場合において、郵送によるときは、封筒表面に「入札参加資格確認申請書在中」及び商号又は名称を記載の上、書留又は簡易書留のいずれかの郵送方法で、当該期間内に郵送先（新座市役所管財契約課）に到着しなければならない。

令和7年4月10日（木曜日）午前8時30分から

令和7年4月22日（火曜日）正午まで

4 入札参加資格確認申請書受付票の交付

入札参加資格確認申請書を受理したときは、入札参加資格確認申請書受付票を交付する。

5 相等品判断結果の公開

相等品の可否については、令和7年4月25日（金曜日）から、新座市ホームページで公開する。

6 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりとし、これを変更する場合は、新座市ホームページ上で案内する。

- (1) 入札書提出期間 令和7年4月28日（月曜日）から
令和7年5月12日（月曜日）まで
- (2) 入札書類は、次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒とし、郵送すること。
 - ア 中封筒 中封筒表面に「入札書在中」並びに件名及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書を入れて封印すること。
 - イ 外封筒 入札書を封入した中封筒及び市の指定する内訳書を入れ、外封筒の表面に、「新座郵便局留」及び「入札書在中」を記入し、件名、納入場所、入札参加者の商号又は名称、差出人所在地及び連絡先（担当者名、電話番号及びファクシミリ番号）を記載すること。
- (3) 提出方法 書留又は簡易書留のいずれかの郵送方法で提出期間内に郵送先（新座郵便局）に到達しなければならない。提出期間前又は提出期間後に到達した入札書等は、理由の有無にかかわらず受理しないものとする。
- (4) 開札日時 令和7年5月14日（水曜日）午後2時
- (5) 開札場所 新座市役所 本庁舎4階 副市長応接室
- (6) 開札は公開とする。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、開札日の前日までに連絡の上、開札に立ち会うことができる。立会いのために来庁したときは、入札参加資格確認申請書受付票を持参の上、本庁舎4階管財契約課窓口において受付を行うものとする。

7 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

8 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 契約規則第13条の規定により市の競争入札に参加させないこととされていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 公告日の前日において、令和7・8年度の新座市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の受注希望業務に、大分類が「物品等」、業務分類が「防災・防犯用品」、細目が「防災用品」として登録され、新座市と契約を締結する権限を有する者を置く本店又は支店を有すること。
- (5) 平成27年度以降に、公共事業（国又は地方公共団体の元請契約）において、契約金額2,000万円以上の物品購入契約の履行実績を有すること。
この場合における履行実績は、新座市の資格者名簿に登載されている者以外の本店又は支店の履行実績を含めるものとする。
- (6) 納入しようとする物品が仕様書等で示すものであること（相等品は可とする。）。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、新座市の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年6月1日市長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (9) 主要取引先からの経営状態を理由とする取引停止の事実がないこと。

9 入札参加資格の有無の確認

開札後に確認する。

10 仕様書等の公開

令和7年4月9日（水曜日）から、新座市ホームページで公開する。

11 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問書提出期間 令和7年4月10日（木曜日）午前8時30分から
令和7年4月15日（火曜日）正午まで
- (2) 提出方法 Eメールにより提出すること（利用できない場合のみFAXを認める。）とし、持参は受け付けない。提出した場合は、送信後電話により到着を確認しなければならない。

Eメールアドレス kanzai@city.niiza.lg.jp

FAX番号 048-477-1590

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年4月17日（木曜日）から新座市ホームページで公開する。

1 2 現場説明会

開催しない。

1 3 最低制限価格

設定しない。

1 4 入札保証金

契約規則第21条第3号の規定により免除する。

1 5 契約保証金

契約規則第4条から第7条までの規定による。

1 6 支払条件

納品後、一括払いとする。

1 7 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

入札参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において入札参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

市の指定する内訳書を入札書提出の際に添付すること。

(4) 入札回数

1回とする。

(5) 入札の辞退

新座市簡易ベッド等購入に係るダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領（令和7年4月4日市長決裁。以下「要領」という。）の規定による。

(6) 独占禁止法など関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじによる落札候補者の決定

開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札候補者の決定を保留した上で、当該同価の入札をした者又はその代理人に、当該同価の入札をした者又はその代理人が開札に出席していないときには、当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 普通郵便による方法その他の発注者が指定した方法でない提出方法による入札

ウ 中封筒がない又は封かんされていない入札書

エ 中封筒に指定した事項が記入されていない入札書

オ 同一人が入札した2通以上の入札書

カ 発注機関名、商号若しくは名称又は押印のいずれかがない入札書

キ 発注機関名の記載が誤っている入札書

ク 金額の記入がない入札書

ケ 金額を訂正した入札書

コ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書

サ 件名又は納入場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

シ 件名又は納入場所のいずれかが記載されていない入札書

ス 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

セ 市の指定する内訳書又は入札公告において示した書類を提出しない者が入札した入札書

ソ 内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書（内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。）

タ 未記入など不備がある内訳書を提出した者が入札した入札書

チ 明らかに連合によると認められる入札書

ツ 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者が入札した入札書

テ アからツまでに掲げるもののほか、指定した事項に反した入札

18 落札候補者の決定に関する事項

落札候補者は、開札において、予定価格の範囲内で一番低い価格で入札をした者とする。落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を確認する

ため、落札決定を保留し、当該落札候補者に対し、次項の手続を案内する。

19 入札参加資格の審査等

落札候補者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

なお、入札参加資格審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の審査は行わない。

(1) 提出書類

ア ダイレクト型制限付き一般競争入札参加資格審査申請書

イ 履行実績調書及び添付書類（契約書の写し等の履行を証明する書類）

ウ 登記簿謄本の写し

(2) 提出方法等

ア 提出期限 落札候補者を決定した日の翌日（閉庁日を除く。）の午後4時

イ 提出場所 財政部管財契約課へ持参すること。

(3) 入札参加不適格通知等

ア 落札候補者が入札参加資格を有すると認められなかった場合は、入札執行者は、入札参加不適格通知書を送付する。

イ アの入札参加不適格通知書を受け取った者は、当該通知書を受け取った日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、その理由について財政部管財契約課に書面を提出することにより問合せをすることができる。

ウ 落札候補者が提出期限までに入札参加資格審査のための書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

20 落札者の決定

入札執行者は、前項第1号の書類が提出されたときは、速やかに落札候補者について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し、当該書類が提出された日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）にその者に通知する。ただし、入札参加資格に疑義が生じた場合は、この限りでない。

21 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後に、新座市ホームページで公開するとともに、財政部管財契約課で公表する。

22 契約の締結期限及び落札失効に関する事項

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年新座市条例第18号）第3条の規定に該当するため、仮契約を締

結し、市議会の議決を得たときに本契約となる。

2 3 契約の締結に関する事項

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

2 4 その他

- (1) 要領を熟知の上、入札に参加すること。
- (2) 提出された申請書類（添付書類を含む。）は返却しない。
- (3) 相等品として入札したい物品の候補が複数あるときは、全ての物品について、相等品認定願及び相等品として提示した物品が判断できる書類を提出すること。
- (4) 落札者は、基準品又は相等品として認定された物品を納入すること。
- (5) 入札参加者は、入札後、この告示等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) この告示に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

2 5 この告示に関する問合せ先

財政部管財契約課契約検査係

郵便番号 352-8623

所在地 新座市野火止一丁目1番1号

電話番号 048-477-2281（管財契約課直通）